

市民が主体のまちづくり

連載
No.10

～名寄市自治基本条例～

本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」の施行（平成22年4月1日）から10年目を迎えました。

本年5月から進めていた、「名寄市自治基本条例検討委員会」による条例第35条に基づく見直し検討について、検討委員会での協議結果をまとめた「意見書」が完成し、12月3日(火)に市長へ提出しました。

11月26日(火)開催 第5回検討委員会

「意見書(案)」の内容について協議が行われ「意見書」が完成しました。

5月から計5回にわたる検討委員会では、市民主体のまちづくりを進めるための基本的ルールである「名寄市自治基本条例」が、市民意識や社会状況の変化に適合しているか検討を進めてきました。「意見書」には、検討結果のほか、市民主体のまちづくりがより一層推進されるよう、取り組みを求める事項についても盛り込んでいます。

12月3日(火) 意見書提出

5回にわたる検討委員会での協議を終え、^{せき}関委員長と^{なかむら}中村副委員長が市役所名寄庁舎を訪れ、意見書を市長に提出しました。

意見書では、条例の見直しの必要性のほか、市民アンケート調査の結果などから見えた課題に対する市の取り組みについて求めています。



意見書を市長に提出▶

意見書の内容

| | |
|------------|--|
| 条例の見直しについて | <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識や社会状況の変化に対して改正の必要はない。 ・条例の条文は、まちづくりを進めるための基本的ルールとして適切に表現されており、不備は見当たらない。 |
| 市の取り組みについて | <ul style="list-style-type: none"> ①市民周知 広報やホームページなど多様な媒体を利用した継続的な条例の周知 ②市民参加 市民が気軽に参加できるセミナーなどの開催 |

今後は、「意見書」の内容を考慮したうえで、名寄市自治基本条例庁内検討会議において、条例改正を含めた必要な措置についての検討を行う予定です。

[問い合わせ](#) 企画課企画調整係（名寄庁舎3階）☎01654③2111（内線3311）